

富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県が授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に基づき支給する高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「法」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。

2 この要綱において「高等学校等」とは、法第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する高等学校等並びに高等学校修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科のうち国公立の学校をいう。

3 この要綱において「就学支援金」とは、法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金をいう。

4 この要綱において「学び直し支援金」とは、都道府県が「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱」（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に基づき実施する支援事業をいう。

5 この要綱において「専攻科支援金」とは、都道府県が「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱」（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に基づき実施する支援事業をいう。

6 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する者及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する者をいう。

7 この要綱において「基準日」とは、申請年度の7月1日をいう。ただし、新入生の保護者等が4月から6月分に相当する額の前倒し給付（以下「前倒し給付」という。）を申請する場合は申請年度の4月1日、家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（給付金を申請する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に規定する所得割（同法50条の2及び第328条の規定によって課する所得割を除く。））が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（以下「家計急変世帯」という。）の保護者等が7月以降の家計急変により申請する場合は申請のあった翌月（申請のあった日が月の初めである場合は申請のあった月）の1日をいう。

(支給対象経費及び支給対象者)

第3条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費として、基準日において次の全ての要件を満たす者（以下「対象生徒」という。）の保護者等に対し、支給する。

(1) 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し

支援金及び専攻科支援金の補助要件を満たす者のうち、都道府県教育委員会において対象と認められる者であること。

(2) 保護者等が富山県内に住所を有する者であること。

(3) 次のいずれかに該当する世帯の者であること。

ア 基準日において、生活保護世帯に属していること。ただし、専攻科以外の高等学校等に在学する生徒の世帯は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が措置されていること（以下「生活保護世帯」という。）。

イ アに該当する場合を除き、基準日における保護者等（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員）が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者であること（以下「非課税世帯」という。）。

ウ 家計急変世帯に属していること。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が措置されている世帯に属している者を除く。

(4) 対象生徒又は保護者等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない者であること。ただし、母子生活支援施設に入所する者はこの限りではない。

(5) 対象生徒又は保護者等がこの給付金とその目的を同じくする給付金で他の都道府県が行うものその他資金の給付等を受けていない者であること。

（給付金の額）

第 4 条 給付金の額は、支給対象となる保護者等に対し、世帯区分等に応じて別表に定める額を支給する。

2 前倒し給付を行う場合は、4 月から 6 月分相当額は別表に定める額に四分の一を乗じた額を、7 月から翌年 3 月分相当額は年額から 4 月から 6 月分相当額を差し引いた額を支給する。ただし、4 月から 6 月分相当額が、7 月 1 日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4 月から 6 月分相当額を年額とする。

3 家計急変世帯に該当する場合は、7 月までに家計が急変したことによる申請の場合は別表に定める額を、7 月以降に家計が急変したことによる申請の場合は別表に定める額に申請のあった翌月以降の月額に応じて算定した額（1 円未満の端数切り捨て）を年額とする。

（支給の回数）

第 5 条 給付金の支給回数は、対象生徒 1 人につき、年 1 回とする。なお、前倒し給付については、年 1 回の支給を 4 月から 6 月分相当額と 7 月から翌年 3 月相当額に分割して支給するものとする。

2 対象生徒 1 人あたりの支給回数は、通算 3 回（定時制課程又は通信制課程に在学する場合は 4 回、専攻科支援金の対象と認められる者については 2 回（修業年限が 1 年の場合は 1 回））を超えることはできない。ただし、対象生徒が学び直し支援金の対象と認められる者である場合は、この回数に加えて 1 回（定時制課程又は通信制課程に在学する場合は最大 2 回）まで支給することができる。

(申請書の提出)

第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等（保護者等が2名以上いる場合は、対象生徒と生計を同じくする保護者のうちの1名。以下「申請者」という。）は、高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、高校生等の在学する学校を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、県外の高等学校等へ通学している高校生等に係る申請者は、在学する学校を経由せずにこれを行うものとする。

の書類を提出しなければならない。

- (1) 家計急変の発生事由を証明する書類
- (2) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- (3) 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

5 前4項の書類の提出期間については、毎年度教育委員会が定める。

(給付金の支給)

第7条 教育委員会は、第6条の申請書等を審査し、第3条に掲げられた条件を満たすと決定した場合には、予算の範囲内において第4条に定められた支給額を当該申請者に支給する。

2 対象生徒の在学する学校が富山県の設置するものである場合は、前項の給付金の額。

(1) 基準日における保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書（第8号様式）又は課税証明書等）

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 別表第1号に該当する場合は、前項第1号の書類に代えて生業扶助が行われていることを証する書類を提出しなければならない。ただし、専攻科については生活保護受給者証明書を提出しなければならない。

3 別表第3号に該当する場合は、第1項の書類に加え次の書類を提出しなければならない。

(1) 保護者等の扶養親族を証する書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

4 第4条第3項の規定による支給を受けようとするときは、第1項の書類に加え次支給は、当該学校の長が行うものとする。

(給付金の代理受領)

第8条 前条の規定により給付金を給付する場合において、当該申請にかかる高校生等が在学する公立高等学校等における学校徴収金等に未納がある場合は、当該給付金のうち、未納の額を当該公立高等学校長が代理で受領し、当該経費に充てることができるものとする。

(給付金の返還等)

第9条 教育委員会は、第3条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けていた者がいるときは既に受領した給付金の全部又は一部を返還させること

ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、支給の決定を受けた者が正当な理由なく給付金を受領しないときは、その決定を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年又は1年次へ入学（中等教育学校の第4学年への進級を含む。）する者（ただし、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。）から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

別表（第4条関係）

世帯区分等	在学する高等学校等の課程	支給額
1 生活保護世帯	全日制課程、 定時制課程又は 通信制課程	年額 32,300 円
	専攻科	年額 36,500 円
2 非課税世帯 (1及び3の場合を除く)	全日制課程又は 定時制課程	年額 84,000 円
	通信制課程又は 専攻科	年額 36,500 円
3 非課税世帯のうち、扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等がいる世帯及び扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 (1の場合を除く)	全日制課程又は 定時制課程 (通信制及び専攻科は除く)	年額 129,700 円

※以下の①又は②に該当する場合、別表に定める額にオンライン学習に係る通信費として10,000円（通信費単価（年額））を加算して支給するものとする。（ただし、生活保護世帯を除く。）

①学校においてルーター等を貸し出しており、通信費の一部又は全部の負担を保護者等に求めている場合

②家庭においてICT機器を活用した学習を行っており、通信費に係る負担が生じている場合

前倒し給付を行う場合は、4月から6月分相当額については、別表に定める額の四分の一に1,000円（通信費単価（月額））を加えた額を支給する。7月から翌年3月分相当額については、別表に定める額に10,000円（通信費単価（年額））を加えた額から4月から6月分相当額を差し引いた額を支給する。

家計急変世帯に該当する場合は、7月までに家計が急変したことによる申請の場合は別表に定める額に10,000円（通信費単価（年額））を加算した額を、7月以降に家計が急変したことによる申請の場合は別表に定める額に家計急変事由の生じた月の翌月以降の月数に1,000円（通信費単価（月額））を乗じた額を加算した額を支給する。